

九州地方整備局随意契約見積心得

九州地方整備局随意契約見積心得（港湾空港関係を除く。）

（目的）

第1条 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）所掌の工事、製造、財産の売買及びその他の契約を、見積書を徴収して随意契約により行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

（仕様書の熟覧）

第2条 見積をしようとする者（以下「見積人」という。）は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、見積しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案等について疑問があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。

（見積等）

第3条 見積人は、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が見積書（別紙様式1）を指定した場合は当該指定に基づき、見積書を作成し、封かんのうえ、件名及び見積人の氏名を記載し、見積依頼書（又は見積依頼）で指定した時刻までに提出しなければならない。

2 見積依頼書（又は見積依頼）において郵便による見積書の提出を認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒に見積件名及び見積日時を記載し、契約担当官等あての親展で提出しなければならない。

3 前項の見積書が、見積依頼書（又は見積依頼）で指定した日時までに到着しないときは、当該見積は無効とする。

4 見積人は、代理人をして見積をさせるときは、委任状を持参させなければならない。

5 見積人又は見積人の代理人は、当該見積に係る他の見積人の代理をすることはできない。

（見積の取りやめ等）

第4条 見積参加者が連合し、又は、不穩の行動をする等の場合において見積を公正に執行することができないと認めるときは、当該見積参加者を見積に参加させず、又は見積の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（見積の辞退）

第5条 見積依頼を受けた者は、見積書の提出までは、見積を辞退することができる。

2 見積依頼を受けた者は、見積を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

一 見積執行前にあつては、見積辞退届（別紙様式2）を契約担当官等に直接持参し、又は郵送（見積日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

二 見積執行中にあつては、見積辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積を執行する者に直接出して行う。

3 見積を辞退した者は、これを理由として以後の見積依頼等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

第6条 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 見積人は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積参加者と見積価格又は見積意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。

3 見積人は、契約の相手方の決定前に、他の見積参加者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。

(無効の見積)

第7条 次の各号の一に該当する見積は、無効とする。

- 一 委任状を持参しない代理人のした見積
- 二 記名押印を欠く見積
- 三 金額を訂正した見積
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- 五 明らかに連合によると認められる見積
- 六 その他この心得に違反した見積

(契約の相手方の決定)

第8条 見積を行った者のうち、契約の目的に応じて契約担当官等が、（予定価格を定めた場合においては、その制限の範囲内で）最も適正と認めた者を、契約の相手方とする。

(再度見積)

第9条 前条の場合において予定価格の制限に達した見積がないときは、必要に応じ再度見積を行わせることがある。

(同価格の見積をした者が2人以上ある場合)

第10条 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに、見積をした者にくじを引かせて契約の相手方を決定する。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積に関係のない当局職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 契約の相手方は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項但し書きの場合において、契約保証金を納付が免除された理由が履行保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においてはあらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

4 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当

該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店または代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに保管有価証券提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

- 5 契約の相手方は、第1項の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合は、当該保証に関する保証書を提出しなければならない。

（契約書等の提出）

第12条 契約書の作成を要する場合においては、契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印し、契約の相手方を決定した日から7日以内に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が、前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、契約の相手方として資格を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方は、契約決定後速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が、その必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 契約の相手方が前項に規定する請書の提出をしないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（異議の申立）

第13条 見積人は、見積提出後において、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

- 1 この心得は、平成9年11月1日から適用する。
- 2 平成11年6月3日 一部改正

別紙様式 1

見 積 書

一金

円也

ただし

九州地方整備局随意契約見積心得及び現場説明書を承諾の上、見積します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

代理人（代理人が入札する場合に記載する）印

（見積依頼通知書の差出人） 殿

別紙様式 2

見 積 辞 退 届

件 名

上記について見積依頼を受けましたが、都合により見積を辞退します。

平成 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(見積依頼通知書の差出人) 殿